

広島県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。

平成二十五年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三原市大和町平坂字棲真寺三一四の五から三一四の七まで

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）